

4 「小1の壁」解消に向け

児童クラブの利用基準を緩和

サービス拡充で共働き世帯を支援

多様化する保護者の働き方への対応や、これまで利用対象外となっていた家庭への支援を図るため、利用基準を幼稚園、保育園の入園基準と統一することで緩和し、夜勤や短時間勤務などの就労形態のご家庭の児童の受け入れを行っています。

また、産後休暇から育児休業に切り替わるタイミングで退所になっていた基準も緩和し、当年度末までの継続利用を可能とします。

1 利用基準の見直し内容(要旨)

項 目	現 行 基 準	改定後基準 (R9 から)
就労基準の一本化	・ 授業日：午後の時間帯 で平日週 3 日以上かつ 1 日 3 時間以上 ・ 長期休：平日週 3 日 以上かつ 1 日 4 時間以上 ※夜勤従事者等は申請不可	<u>「月 64 時間以上の就 労」に一本化</u> 幼稚園、保育園の入園 基準と統一し、夜勤や 短時間勤務など多様な 就労形態にも対応
育児休業時の取り扱い	利用中に保護者が育児休 業を取得した場合、産後 8 週間で「退所」	<u>「当年度末までの継続 利用」を可能とする</u>

- ・ パートタイマーや育児短時間制度利用者などの方が、児童クラブを利用するために午後の勤務時間を伸ばしたりするケースや、夜勤従事者は保護者がいるとの理由で利用できないケースがありました。基準の見直しにより、働き方の選択肢を広げることにもつながります。

2 これまでの本市の取組

本市の児童クラブでは、6 年生までの全学年受け入れや長期休業期間の臨時クラブの増設、令和 7 年度から、放課後児童クラブの運営を民間委託し、開所時間の延長（朝 7:30～、夕方 18:30 まで）、祝日開所、長期休業期間の昼食提供など、サービスの拡充を推進してまいりました。